

消 防 救 第 3 4 5 号
平成 2 3 年 1 2 月 2 6 日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消 防 庁 救 急 企 画 室 長
(公 印 省 略)

「応急手当短時間講習普及促進研究事業」に係る実施団体の募集について

平素より、救急行政の推進につきまして、御尽力いただき御礼申し上げます。
先般、消防庁では、JRC蘇生ガイドライン2010や東日本大震災の経験を踏まえ、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正について(平成23年8月31日付消防救第239号)」を通知し、応急手当講習受講者の裾野を広げ、普及人員の増大を図るため、従来の応急手当講習より講習時間を短縮した講習として救命入門コース(90分)の新設やeラーニングによる講習を推奨しているところです。

本事業は、平成23年度第3号補正予算の成立を受けて、応急手当の短時間講習やeラーニングによる講習の効果・効率的な普及体制の実現に資する取組を把握し、各地の地域救護力の向上を図るため、実施希望団体を募集するものです。

つきましては、貴管内消防本部へもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

記

1 事業の概要

応急手当の普及に係わる短時間講習及びeラーニング講習の効果・効率的な普及体制の実現に資する一連の取組を把握し、各地の地域救護力の向上を図るもの。

2 申請書の提出

(1) 申請期間

平成23年12月26日(月)～平成24年1月27日(金)午後5時(必着)

(2) 申請方法

事業実施希望団体は、別添1「実施要領」に基づき、別記様式1「申請書」及び別記様式2「実施計画」を作成し、直接、消防庁救急企画室(渡邊事務官 s8.watanabe@soumu.go.jp)まで電子メールするとともに郵送にて提出してください。

なお、本件の応募については、都道府県でのとりまとめは不要ですが、事業実施希望団体は応募した旨を都道府県消防防災主管部(局)に連絡してください。

連絡先 消防庁救急企画室 小谷補佐・鮫島係長・渡邊事務官 電話 03-5253-7529

別記様式 1

番 号
平成 年 月 日

消防庁救急企画室長 殿

実施希望団体代表者名 印

「応急手当短時間講習普及促進研究事業」申請書

標記について、平成23年12月26日付消防救第345号により、下記のとおり申請
します。

記

1 実施団体名

※ 事業を都道府県・区市町村（以下「地方公共団体」）の連携主体が行うものについて、

- ① 当該事業を行う連携主体を構成するすべての地方公共団体等を列挙したもの
- ② 本様式に従って申請書を提出する地方公共団体が、当該事業を行う連携主体の代表団体であることが確認できるもの

2 担当者連絡先

- (1) 担当者所属
- (2) 担当者氏名
- (3) 担当者連絡先

3 実施方法

3行程度に要約して記載願います

4 応急手当普及啓発業務の過去3年間の実績

平成20年、平成21年、平成22年の実績を記載願います

「応急手当短時間講習普及促進研究事業」実施計画

(1) 事業の内容

- ※ 本事業に取り組む経緯・背景、実施方法や今後の目標なども含めて、本事業の全体内容を詳細に記載すること

(2) 事業対象地域・対象人数

- ※ 実施する事業エリア・場所、対象人口等を記載すること
(例) ○○県○○市○○地区、対象○○人

(3) 事業スケジュール

(4) 事業計画費

- ※ 事業費総額を記載すること
また、詳細は、別添 2 (委託費積算基準) に基づき、別紙 (予算計画書) に記載すること

(5) 事業目標 (期待される効果)

(6) 事業実施体制

- ※ 協力できる関係団体について記載すること

(7) 事業評価体制

- ※ 期待される効果、実績に対する具体的な評価方法について記載すること

(8) その他

- ※ 任意で記入すること

予算計画書

実施主体名：
(単位：円。原則、千円未満は端数切捨。)

項目(例)		積算内容	金額 [円]
I. 応急手当短時間講習等普及業務費<税込み>		例)	
1. 指導員		*, **円×**人×日数	**, **
2. 備品費		備品名 単価×個数を記載	**, **
3. 事務費	消耗品費	品名、単価、個数を記載。	**, **
	印刷製本費	印刷・製本代	**, **
	通信運搬費	回線使用料	**, **
	旅費・報償費	旅費・報償費	**, **
	借料・損料等	リース料 機器名 個数*期間を記載 *, **円×期間 賃借料 品名 期間を記載 *, **円×期間 光熱水料	**, **
	広報費	啓発広報費	**, **
4. 賃金		雇い入れ者等賃金 ** , **円×*人	**, **
5. 保険料			**, **
小計			① **, **
II. e-ラーニング用サーバ設置工事費<税込み>			
	サーバ設置費		**, **
小計			② **, **
III. e-ラーニング WEB コンテンツ運用請負費<税込み>			
	再委託費	再委託の相手先、委託内容を記載	**, **
小計			③ **, **
直接経費<税込み>		I + II + III	④ =①+②+③ **, **
IV. 一般管理費<税込み>		(I + II + III (再委託費を除く)) × 10%以内	⑤ =④×10%以内 **, **
V. 総額<税込み>		I + II + III + IV	⑥ =④+⑤ **, **

(注1) I から III の各項目については、消費税込みの額を記入願います。

(注2) 指導員の時間単価は、原則として総務省が別に定める労務費単価表を用いることとします。
標準単価表を用いない場合は、時間単価の根拠となる資料を添付願います。

(注3) 一般管理費は、原則として直接経費の10%以内とし、その根拠となる資料を添付願います。

「応急手当短時間講習普及促進研究事業」実施要領

1 目的

消防庁では、先般、JRC 蘇生ガイドライン 2010 や東日本大震災の経験を踏まえ、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正について（平成 23 年 8 月 31 日付消防救第 239 号）」を通知し、応急手当講習受講者の裾野を広げ、一人でも多くのバイスタンダーを育成するため、従来の応急手当講習より時間を短縮した講習として救命入門コースの新設や e-ラーニングによる講習を推奨しているところである。

この短時間講習や e-ラーニング講習を推進するためには、消防団員やボランティア等を含めた指導員の確保や連携、また他の行政機関をはじめとした関係機関との連携、さらには広報のあり方等が課題であり、特に東日本大震災等の影響により、地域救護力が低下している地域を中心として効果的・効率的な普及体制を構築することが必要であるため、本事業を実施する。

2 事業の概要

応急手当の短時間講習及び e-ラーニング講習の効果的な普及体制の実現に資する一連の取組を把握し、各地の地域救護力の向上を図る。

3 実施団体の要件

(1) 実施内容が、以下の要件を満たすこと

- ① 地域救護力の向上を図る事業であること
- ② 応急手当の短時間講習及び e-ラーニング講習の普及を促進する効果的な事業であること。
- ③ 応急手当の普及啓発活動にあたり、従来の方法に加え、創意工夫した方法で事業を実施すること。
- ④ 地域の多様な主体との連携・協力を確保すること
- ⑤ 事業の実施にあたり、応急手当普及啓発に関する資機材を十分に確保し、活用すること。
- ⑥ 将来にわたって、継続・運営できる事業であること

(2) 事業の実施期間は、平成 24 年 3 月 31 日までとする。ただし、状況に応じ双方合意のもとであれば、変更を可能とする。

(3) 事業の再委託は行わないこと。

(4) 事業終了後、課題の抽出、対応策の検討等、事業の検証を行い報告すること。

4 申請手続

(1) 申請書様式

ア 「応急手当短時間講習普及促進事業」申請書 【別記様式 1】

イ 「応急手当短時間講習普及促進事業」実施計画 【別記様式 2】

(2) その他の補足資料

申請を補足する資料があれば、A4（様式自由）添付することができる。

(3) 提出期間

公募開始の日から、平成 24 年 1 月 27 日（金）までに申請書類を提出すること。

(4) 提出先・提出方法

事業実施希望団体は、申請書等を作成の上、直接、消防庁救急企画室（渡邊事務官 s8.watanabe@soumu.go.jp）宛に電子メール及び郵送※にて提出すること。

なお、本件の応募について、都道府県消防防災主管部（局）に応募した旨を連絡すること。

消防庁救急企画室

住 所 〒100-8927 東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 2 号

電話番号 03-5253-7529

5 所要額

1 団体当たりの事業実施額の上限は、11,000 千円程度

6 実施団体の選定及び採択

(1) 実施団体

5 団体程度

(2) 実施団体の決定方法

本事業の目的、要件が満たされていることを確認し、外部の有識者等を構成員とした審査会を開催し、その結果を参考として、消防庁救急企画室において採択し決定する。

なお、審査に際しては、提案者からのヒアリングなどを実施する場合がある。

(3) 審査基準

審査に当たっては、次に挙げる審査基準項目を基に、総合的に評価を行う。

ア 地域性・独創性

地域の具体的なニーズに対応するために、住民ニーズや地域固有の実情を的確に反映し、地域ならではの創意工夫に基づいた事業であること。

イ 実施体制

関係機関・団体等との連携が図られ、協力体制が構築された事業であること。

また、地域救護力の向上につながる事業であること。

ウ 期待される効果

事業展開により、指導者を確保・育成するとともに、受講者の裾野を広げ、受講者増員につながる事業であること。

エ 事業計画の熟度

資金計画、実施方法などを含めて事業計画の熟度が高いものとなっており、財政面、運営体制面から、確実な事業の実施、自立的運営が見込まれ、かつ、費用対効果が高い事業であること。

オ 事業の継続性

事業開始以降、将来にわたって、事業の継続・運営できる事業であること

カ 事後評価体制

事業効果の評価方法に具体性、妥当性があること

7 スケジュール（予定）

平成 24 年 1 月下旬	外部有識者による審査会、実施団体決定
平成 24 年 2 月中旬	決定通知の送付
平成 24 年 4 月（準備ができ次第） ～平成 24 年 9 月 30 日	事業実施期間
平成 24 年 10 月下旬	実績報告

8 実績報告

決定通知を受けた実施団体は平成 24 年 10 月下旬を目途に、実績報告を消防庁救急企画室に提出しなければならない。

なお、実績報告に先立ち、事業の進捗状況等の確認を行うことがある。

応急手当短時間講習普及促進事業 委託費積算基準

委託費の積算は、原則、以下のとおりとする。

- (1) 委託契約は「役務の提供」に該当し、消費税の課税対象となることから、直接経費、一般管理費を積算し、消費税額を加え委託費とする。
- (2) 実施計画書（予算計画書）の作成にあたっては、適切な積算根拠を示して積算を行わなければならない。
また、実績報告書の作成にあたっては、支払いに関する証憑書類等が整備されていなければ、原則、必要な費用としてこれを認めない。
- (3) 金額、単価、時間などに基づいて実際に支出した経費を算出する場合における小数点以下の端数処理は、国の基準（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和 25 年法律第 61 号））に準じ、原則、切り捨てとする。
- (4) 実施計画書の実行に係る経費以外は、必要な費用としてこれを認めない。
なお、経費の積算の考え方は以下のとおりとする。

経費

経費を積算するにあたっては、下表の通り分類・整理するものとする。

ただし、事業に必要な資機材類は原則リースによるものとするが、必要と認められる場合は、購入することも可能である。また、e-ラーニング事業における WEB コンテンツの運営については、一部外部機関に再委託することが可能である。

区分	経費区分	内容
応急手当短時間講習等普及業務費	指導員	事業に直接従事した指導員の人件費
	備品費	備品購入にかかった経費
	事務費	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、旅費・報償費、借料・損料等及び広報費にかかった経費
	賃金	アルバイトの雇上費等
	保険料	保険にかかる経費
e-ラーニングサーバ設置工事費	サーバ設置費	サーバ設置にかかる経費
e-ラーニング WEB コンテンツ運用費	再委託費	

- ※ 一般管理費は、直接経費（再委託費を除く）に一般管理費率を乗じた額を上限とし、10%を上限とする。
一般管理費率は、直近年度の財務諸表である有価証券報告書に記載された「販売費及び一般管理費」のうち、原価計算科目上明らかに販売費とみられる科目を控除した額の「売上原価」に対する比率、または10%のいずれか低い率を上限とする。
- ※ 人件費は、原則、「人件費単価」に「従事時間」を乗じて算出する。
なお、以下の点に留意すること。
- ・人件費単価の根拠を明らかにすること。
 - ・従事時間の根拠を明らかにすること。
 - ・就労形態、人件費単価、残業時間、支給額に留意し計上すること。